

鳥取県再生支援資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経営の再建を図る中小企業者等に対し、経営改善計画に基づく再生事業の実施に必要な資金の融資を行うことにより、県内産業の再生に資することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者)

第3条 この資金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等とする。

- (1) 鳥取県中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）の再生支援を受けて策定された再生計画に基づき再生事業を実施する者
- (2) 保証協会の再生・再挑戦審査会において認められた再生計画又は創業・再挑戦計画（以下「再生計画等」という。）に基づき再生事業を実施する者

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の使途	経営改善計画の再生事業の実施に必要な運転資金・設備資金（金融機関の借換資金を含む。）																														
融資限度額	1億円																														
融資期間	15年以内（据置1年以内を含む。）																														
融資利率	10年以内 年2.25パーセント以内（変動金利） 10年超 年2.55パーセント以内（変動金利）																														
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																														
保証料率	<p>前条各号の該当者ごとに、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1"><thead><tr><th>料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 第1号該当</td><td>1.08</td><td>1.04</td><td>0.99</td><td>0.94</td><td>0.89</td><td>0.85</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr><tr><td>(2) 第2号該当</td><td>1.23</td><td>1.18</td><td>1.13</td><td>1.08</td><td>1.02</td><td>0.95</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td></tr></tbody></table> <p>※第3条第1号に該当するもののうち経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.70%とする。</p> <p>※求償権消滅保証の適用を受ける場合は、料率区分(2)を適用する。</p>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	(1) 第1号該当	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45	(2) 第2号該当	1.23	1.18	1.13	1.08	1.02	0.95	0.90	0.70	0.50
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
(1) 第1号該当	1.08	1.04	0.99	0.94	0.89	0.85	0.80	0.60	0.45																						
(2) 第2号該当	1.23	1.18	1.13	1.08	1.02	0.95	0.90	0.70	0.50																						
担保	保証協会の定めるところによる。																														
保証人	保証協会の定めるところによる。																														
償還方法	割賦均等償還																														
損失補償	この要綱に基づき保証協会が保証した債務（前条第1号に該当する債務に限る。）について代位弁済が発生した場合には、県は別途保証協会と締結する「損失補償契約」に定めるところにより、保証協会に対して損失補償を行うものとする。																														

(融資の申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、以下の区分により、再生支援資金融資申込書（様式第1号）に事業再生計画書ほか関係書類を添えて提出するものとする。

(1) 第3条第1号に該当する者

金融機関及び保証協会と協議を行った上で、県に提出する。

(2) 第3条第2号に該当する者

保証協会に提出する。

(融資の内定と実行)

第6条 融資の内定は、以下の区分により行うものとする。

(1) 第3条第1号に該当する者

県は、融資申込書の内容を審査し適當と認めたものについて、内定一覧表（様式第2号）により金融機関及び保証協会に通知するものとする。

(2) 第3条第2号に該当する者

保証協会は、融資申込書の内容を審査し適當と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(資金措置)

第7条 県は、この資金を運用するための資金措置を行わないものとする。

(融資実行の報告)

第8条 基本要綱第8条に定める報告先は県とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成18年4月1日から施行し、平成18年度の貸付けから適用する。

2 この要綱の実施以前に行われた「鳥取県中小企業再生支援資金」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の貸付けから適用する。

附 則

1 この改正は、平成19年10月1日から施行し、同日の貸付けから適用する。

2 平成19年10月1日前に貸付けられた資金に係る保証料率については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行し、改正後の鳥取県再生支援資金制度要綱の規定は、同日以降に申込みのあった貸付けについて適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年8月2日から施行し、平成25年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月28日から施行し、平成27年度の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年 7 月 30 日から施行し、令和元年 8 月 1 日以降の貸付けから適用する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。